

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する修正案要綱

第一 配慮義務に係る規定の改正

(第三条関係)

法人等が寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務を定める第三条の規定について、「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改めるとともに、同条を第一章（総則）から第二章（寄附の不当な勧誘の防止）に位置付けるものとすること。

第二 配慮義務の遵守に係る勧告等に係る規定の創設

(新第六条関係)

一 勧告

内閣総理大臣は、法人等が配慮義務を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれがあるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

二 公表

内閣総理大臣は、一による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかつた

ときは、その旨を公表することができる」と。

三 報告の求め

内閣総理大臣は、一による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、配慮義務として掲げる事項に係る配慮の状況に關し、必要な報告を求めることができること。

第二 検討期間の短縮

(附則第五条関係)

この法律の規定についての検討に關して、この法律の施行後「三年を目途」とあるのを「二年を目途」に改めること。

第四 その他

その他所要の規定を整備すること。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する修正案

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「下第三条」を「・第一条」に、「第二章 寄附の勧誘に関する規制」を

「第二章 寄附の不当な
第一節 配慮義務

勧誘の防止

に、「第一節」を「第二節」に、「第二節」を「第三節」に改める。
(第三条)

第三条の見出しを削り、同条中「事項に」の下に「十分に」を加える。

第六条を次のように改める。

(配慮義務の遵守に係る勧告等)

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受け
る個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生
ずるおそれがあるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を
勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

第七条の見出しを「(禁止行為に係る報告、勧告等)」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要な限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

第二章中第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、同章の章名を削る。

第二条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 寄附の不当な勧誘の防止

第一節 配慮義務

第十四条中「第二章第二節」を「第二章第三節」に改める。

(出典)法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する修正案

第十六条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第十七条中「第六条」を「第七条第一項」に改める。

附則第一条第二号中「第二章第二節」を「第二章第三節」に改める。

附則第五条中「三年」を「二年」に改める。

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

(寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務)

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようすること。

二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようすること。

三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにすることとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようすること。

第二章 寄附の勧誘に関する規制

第一節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させて

救済新法案の委員会審議において、以下のとおり、ご要望を踏まえた更なる対応を検討する。

- 第3条に規定する「配慮義務」について、その遵守がなされていないため個人の権利保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合等に、「勧告」さらに「公表」を行うこと。
- 「配慮義務」について、上述の「勧告」を行うため必要な場合に「報告」を求ること。
※「配慮義務」についても、報告・勧告・公表の対象として、「禁止行為」と併せて被害者救済全体の実効性向上につながる。
- 見直し規定について、施行後2年を目途とすること。

以上

(出典)令和4年12月5日開催の与野党幹事長会談において与党側から提出された資料

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

■ 首相答弁の真意（2022年12月6日本会議）

「いわゆるマインドコントロールによる寄付は多くの場合、不安を抱いていることに乘じて勧誘されたちものと見え、新法の取り消し権の対象となる」

（出典）令和4年12月6日衆議院本会議議事録より抜粋（下線は長妻昭事務所で加筆）